

ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」利用規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

本規約は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」(以下「本サービス」といいます)の利用にあたっての一切に適用されます。本サービスをご利用いただいている場合は、本規約についてご承認いただいたものとみなします。

2 加盟店は、契約書記載の契約およびこれに付随する一切の契約、覚書その他合意、決済機関との間でなす代理権を当社に授与したものとします。

第2条(用語の定義)

本規約において、次の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。

(1) ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」

当社が加盟店及び加盟店の顧客(以下「顧客」といいます)に提供するサービスであって、インターネットを介したデータの受渡しにより、加盟店と加盟店の顧客との間の商品代金決済を行えるようにするものをいいます。

(2) 加盟店

購入の申込みを受けて商品を通信販売する者であって、当社と集金委託契約を締結し、且つ、本サービスの利用を申込み、当社が承認した者をいいます。

(3) 利用契約

本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約及び当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件並びに決済手段別利用規約、商品代金集金委託契約を含みます。

(4) 決済手段別利用規約

「クレジットカード払い利用加盟店規約」「コンビニ払い(オンライン)利用加盟店規約」等のことをいい本サービスの利用にあたっての一切に適用されます。

(5) 決済手段

本サービスにて提供する、クレジットカード、コンビニ(オンライン)等、当社が現在及び将来において提供する決済手段をいいます。

(6) 決済機関

本サービスにて決済手段を提供する、カード会社、コンビニエンスストア等、当社が現在及び将来において契約を締結する会社をいいます。

(7) 通信販売

第12条の規定に従い作成したホームページ又は加盟店の宣伝媒体などにおいて商品広告を行うことにより、顧客がインターネット・通信販売申込書の郵送・電話・ファクシミリなどの手段により本サービスを利用して商品の購入を申込みする場合における販売取引で、顧客が各決済に必要な顧客氏名、電話番号などの事項を加盟店に提示することにより、当該代金の決済を行うことができるものをいいます。

(8) 顧客

加盟店が販売する商品の顧客をいいます。

(9) 商品

加盟店が販売する商品、または提供するサービスであって、利用契約締結の際に当社に届け出たもののうち、当社が承認したものをいいます。

(10) 商品代金相当額

当社が第8条に基づき商品代金債権を取得することの対価として当社から加盟店に支払うべき金額、又は商品代金の取得に基づき当社が決済機関から支払いを受けるべき金額をいいます。

(11) EC サイト

加盟店が自身の商品を販売するためのインターネット上のウェブサイト进行をいいます。

(12) 店舗

加盟店が自身の商品を販売するための施設等をいい、実際の店舗(実店舗)とECサイトを含みます。

第2章 利用の申込み

第3条(加盟店の申込み)

加盟店にならうとする者(以下「申込者」といいます)は、本サービスの利用にあたり、本規約に同意のうえ、当社所定の申込書の提出や当社ホームページに掲載するフォームに入力した情報の送信など、当社所定の手続きに従って本サービスの利用を申込みするものとし、これに対し当社がこれを承認した時に、本サービスの利用契約が成立するものとします。尚、各号のいずれかひとつにでも該当する場合は、当社は当該申込みを承認しません。

(1) 申込者が、虚偽の事実を申告したとき。

- (2) 申込者が、第9条に定める各決済の利用料等の支払いを怠るおそれがあることが明らかとなるとき。
 - (3) 申込者が、過去に利用申込みその他の当社との契約につき、加盟店の責に帰すべき事由により当社から解約されたことがあるとき。
 - (4) 申込者が、申込み決済機関による審査を通過しなかったとき。
 - (5) 当社の業務の遂行上、又は技術上、支障があるとき。
 - (6) その他、当社が不相当と判断したとき。
- 2 加盟店は、当社が必要と認めるときには、加盟店の適格性について再審査を受けるものとします。

第3章 ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」取引手順

第4条（通信販売の申込受付の方法）

加盟店は、顧客より通信販売の申込みを受付けるときは、顧客から以下に掲げる申込内容を受領するものとします。

- (1) 顧客の氏名及び通知に必要な連絡先
- (2) 顧客の e-mail アドレス
- (3) 商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項
- (4) 商品等の代金額・付帯費用及び数量

2 加盟店は、前項の申込みを受付けたときは、顧客から送付又は送信させた前項各号のうち、決済機関が指定する申込データ、顧客との通信及び取引処理経過を記録し、保管しておくものとします。

第5条（加盟店の責任）

加盟店が第4条、決済手段ごとの利用加盟店規約に定める手続によらず通信販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとします。

2 加盟店は、以下の利用条件に従って本サービスを利用するものとします。

- (1) 商品代金の集金に関する委託契約（以下「集金委託契約」といいます）を締結していること。
- (2) 集金委託契約を締結してから一定期間を経過し、かつその間継続的な取引があること。
- (3) 実店舗を有していること。
- (4) 業務上インターネットを利用することが出来る環境にあること。
- (5) 本サービスの対象となる商品は、当社およびヤマトグループ各社の運送サービスを利用して発送すること。
- (6) 本サービスの対象となる商品は、正当かつ適法な商行為に則った公序良俗に反しない商品とし、これに反する商品を取り扱わないこと。

なお、以下の①～⑤は、取扱いの対象外とします。

- ① 鉄砲刀剣類所持等取締法・麻薬及び向精神薬取締法・ワシントン条約その他の関連法令の定め違反するもの
 - ② 第三者の著作権・肖像権・知的所有権などを侵害するもの
 - ③ 現金・商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券
 - ④ 当社およびヤマトグループ各社による運送ができないもの
 - ⑤ その他、当社が不相当と判断するもの
- (7) 1 決済の取り扱い上限金額が30万円までであること。
 - (8) 販売する商品が、業法上必要な許認可又は届け出を行うべき場合は、その免許を取得していること。
(古物対象商品、酒類、米類の販売等)
 - (9) 健康食品、医薬部外品、健康器具、医薬品医療機器等法に抵触する可能性のある商品を取り扱う場合は、事前にその法令に抵触していないことが確認されていること。
 - (10) 長期、継続的に役務を提供していないこと。
 - (11) 販売している商品の注文方法を説明している媒体（印刷物、EC サイト等）においては、購入者が安心して商品を購入することが出来るのに最低限必要な以下の情報が分かりやすく記載されていること。
 - ① 商品販売価格（消費税の内税・外税の区別）
 - ② 送料（購入者の負担の有無及び金額）
 - ③ 注文の方法（申込みの有効期限があるときは、その期限）
 - ④ 代金の支払時期及び方法（前・後払い、決済方法、支払期限）
 - ⑤ 商品の引渡時期
 - ⑥ 返品の方法（返品の可否、条件、期間等）
 - ⑦ 販売業者の名前、所在地、電話番号、e-mail アドレス等の連絡先、代表者又は責任者の名前、連絡方法
- ※上記①～⑦の項目は「特定商取引に関する法律」に基づく表示をするものとします。
- (12) 販売している商品の注文方法を説明している媒体（印刷物、EC サイト等）において、本サービスを利用することが可能であるという記載がされていること。

第6条（商品の引き渡し）

加盟店は顧客より通信販売の申込みを受付けた日から起算して、原則として2週間以内に顧客の指定する住所あてに商品の提供を行うものとします。また、商品提供の遅延や品切れなどが生じた場合、加盟店は、速やかに当該申込顧客に連絡するものとし、書面等をもって引き渡し時期などを通知するものとします。

2 加盟店は、顧客が商品の送付先として商品の受領確認が不明確となる恐れのある住所を指定した場合、当該住所に商品を発送しないものとし、発送した場合は当該通信販売売上代金の支払及びこれによって生じた紛争処理について加盟店が全責任を負うものとします。

第7条(申込取消し)

加盟店は顧客に販売するすべての商品について、加盟店のホームページ又は宣伝媒体上に、商品の提供から2週間以内の期間は、原則として商品の返品又は交換を受け付ける旨を明記するものとします。ただし、商品の特性に応じ返品・交換を受け付けることのできない場合はあらかじめその旨を明記するものとします。

2 顧客から商品の返品依頼があった場合、加盟店は顧客からの連絡を受付けた日をもって申込取消日とします。

3 顧客が商品の申込みを取消す場合は、必要に応じて加盟店は直接顧客に代金を返金することができるものとします。

4 当該買取代金が支払済みの場合には、加盟店は当社に対し直ちに返還するものとします。あるいは、当社は当該買取代金を次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことができるものとします。

第8条(商品代金の支払)

当社は、加盟店に対し、顧客が支払いを行った商品代金相当額について、商品代金集金委託規約に基づく締め日・支払日で支払うものとします。

2 当社は、前項の商品代金相当額から第9条に定める各決済の手数料を差し引いた後、加盟店指定の金融機関の口座に振込みにより支払うものとします。ただし、振込み手数料は、加盟店が負担するものとします。

3 当社は第1項の支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日に支払うものとします。なお一部金融機関においては営業日であっても、翌々営業日に支払う場合があります。

4 当社は、加盟店が本サービス利用において、その内容もしくは正当性について疑義を有した、もしくは当社管理システムにおいて別途当社が定める基準を超えた利用がされた場合、その疑義が解消されるまで第1項に定める商品代金相当額を留保することができるものとします。その場合、加盟店は、当該取引データにかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。なお、この場合には、当社は遅滞の責を負わないものとします。

第9条(決済手数料及び諸費用)

加盟店は、別途当社が定める各決済の手数料及び諸費用を前条の規定に基づき支払うものとします。

2 当月1日から当月末日までに決済が発生しない場合、該当月の月額基本料金を課さないものとします。

3 当社は、決済機関に支払う決済手数料の引き上げ、諸費用の値上がり、経済情勢の変化、その他相当の事由があるときには、加盟店と協議の上、第1項の各決済の手数料及び諸費用を改定することができます。

第10条(顧客との折衝)

顧客に対する商品代金等の請求に関する一切の折衝は加盟店がこれを行うものとし、当社は顧客に対して商品代金等の内容の説明、請求書・領収書等の発行、入金催促等を行わないものとします。

2 加盟店による誤請求、顧客の二重支払い等の加盟店又は顧客の責に帰すべき商品代金等の返金業務等については、加盟店が自己の責任において行うものとし、当社は一切関与しないものとします。

3 顧客の二重支払い発生時等、加盟店から顧客に対する返金の必要が生じた場合は、加盟店は必ず顧客に対してその旨を通知し返金等の適切な措置を行わなければなりません。

第4章 加盟店の義務等

第11条(接続)

加盟店は、本サービスを利用するにあたり、自己の責任と費用負担において、当社所定の方法によってのみ、加盟店のパソコン端末と当社の本サービス用サーバー間のオンライン接続を行うものとします。

2 加盟店は、前項のオンライン接続に関して当社から別途指示があった場合は、これを遵守するものとします。

3 加盟店は、前2項のオンライン接続を行うにあたり、その安全性等を自らの費用と責任において確認するものとします。

第12条(店舗の運営)

加盟店は、本サービスの利用申込みを行う際に、商品の種類、内容、取扱期間、顧客1人に対する1回当りの通信販売限度額、その他取引上の重要事項、顧客に対する広告表現等につき、事前に当社經由決済機関に文書で届け出るものとします。

2 商品券、印紙、切手その他の有価証券及び当社が別途指定した商品については、当社の個別の許可を得ずに通信販売を行ってはならないものとします。

3 加盟店は、顧客に疑義を生じさせないよう、店舗上に次の各号の項目をすべて明示するものとします。

- (1) 店舗が加盟店の名において運営・管理されている旨。
- (2) 加盟店の住所、商号又は名称、並びに代表者の氏名。
- (3) 加盟店の問い合わせ窓口の部署名、同部署の責任者の氏名、電話番号、並びに e-mail アドレス。
- (4) 商品の内容、引き渡し条件、提供価格、支払条件、並びにその他の提供条件。
- (5) 商品についての問い合わせ及び苦情対応は加盟店が受け付ける旨。
- (6) 商品の注文者を日本国内に住居する者に限定する場合はその旨。

4 加盟店は、当社が商品の販売主体である、又は販売当事者として関与している、もしくは加盟店が当社から代理権を授与されていると利用者が誤解するおそれのある表示を行ってはならないものとします。

5 加盟店は、商品の納期遅延及び不具合等に関し、個別契約の当事者としての義務の一切を自己の責任と費用負担において履行するものとします。

6 加盟店は、前各号の他店舗運営、商品等の販売にあたっては、社団法人日本通信販売協会が定める「通信販売業における電子商取引のガイドライン」を遵守するものとします。

7 加盟店は、自らの費用と責任において EC サイトの構築及び運営を行うこと、EC サイトについて当社が何らの責任・義務も負わないことを確認します。

8 加盟店は、EC サイトにおけるセキュリティ対策が重要であること(特に、EC サイトがオープンソースにより構築されたものである場合には顧客の個人情報等が漏洩する危険性がより高くなること)を十分認識した上で自己の費用と責任において、EC サイトの安全性を保持するための運用、保守、機能拡張及び更新等の措置を講じなければならないものとします。

9 前項の規定にもかかわらず、加盟店の EC サイトの脆弱性が全部または一部の原因となり、当社または第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第13条(禁止事項)

加盟店は、本サービスの利用、店舗の運営並びに商品の販売において、次の各号の内容に該当する行為をしてはならないものとします。

(1) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法、医薬品医療機器等法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為。

(2) 商品券等の金券類、金銀の地銀またはタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為。

(3) 詐欺行為。

(4) 本サービスを本規約に定める代金決済以外の目的に使用する行為、並びに本サービスの運営に支障を与える行為。

(5) 他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。

(6) 他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為。

(7) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する行為。

(8) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる文章、画像等を送信又は表示する行為。

(9) 無限連鎖講(ねずみ講)を開設し、又はこれに勧誘する行為。

(10) 他人の設備の利用又は運営に支障を与える行為。

(11) 他人になりすまして情報を送信もしくは表示し、又は店舗を運営する行為。

(12) 不特定多数人に対し、広告、宣伝、勧誘のメールを送信する行為、もしくは受信者から当該メールへの送信の中止を要求された後も、送信を継続する行為。

(13) 海外に居住する会員に商品を発送する行為。

(14) 決済機関のイメージを低下させる販売行為または提供。

(15) 長期、継続的に役務を提供する行為。

(16) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。

(17) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為。

第14条(申込の誘引について)

加盟店は、利用契約に基づく信用販売に関して顧客に対して提示する広告その他の文書並びに販売方法について、法律その他の関係法令を遵守しなければならないものとします。

2 当社及び決済機関は、加盟店が行っている通信販売が当社に届け出られたところに従って実施されているかどうか、並びに広告表現の適否を適宜調査することができるものとし、加盟店は当社の調査に協力するものとします。

3 当社及び決済機関は、加盟店が行う通信販売について、取扱商品及び広告表現の内容が、利用契約に基づく信用販売の対象としてふさわしくないと判断したときは、加盟店に対して変更・改善もしくは販売中止を求めることができ、加盟店はその要求に従い速やかに措置を取るものとします。

第15条(顧客との紛議)

加盟店は、顧客に対して販売した商品の品質不良、暇疵、運送中の破損、数量不足、品違い、その他販売した商品に関する顧客との紛議については、全て加盟店の責任において遅滞なくこれを解決するものとします。また当該紛議の内容により、当社から商品の変更、販売方法、運送方法等について改善の申入れを受けたときは、加盟店はこれによる改善を行うものとします。

2 加盟店は、前項の紛議に際して顧客から商品の返品の申し出があった場合には、速やかにこれに応じて第7条2項の処置を取るものとします。

3 加盟店は、顧客との紛議の解決にあたり、顧客に対して当該代金債権を直接返還してはならないものとします。

4 第1項の紛議において顧客が当社又は決済機関に対して支払停止の抗弁を申し出た場合は、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消に努めるものとします。

5 前項に定める抗弁事由等により、顧客が当社又は決済機関に対する商品代金の支払いを拒否した場合の商品代金相当額の支払いは、次の各号に定めるとおりとします。

(1)商品代金相当額が未払いの場合、当社はその支払いを留保又は拒絶することができるものとします。

(2)商品代金相当額が既払いの場合、加盟店は当社に対し当該金額を直ちに払い戻すものとします。

(3)抗弁事由が消滅した場合、当社は加盟店に対し商品代金相当額を支払うものとします。

第16条(紛争解決の責任と費用負担)

加盟店における店舗の運営、商品の販売並びに決済に関し、顧客、決済機関もしくは他の第三者から当社に対して何らかの請求がなされるかもしくは訴えが提起される等の紛争が生じた場合、加盟店は自己の責任と費用負担で当該紛争を処理解決するものとし、当社には一切迷惑をかけないものとします。

2 加盟店における店舗の運営、商品の販売に関し、当社に対して顧客、決済機関、その他の第三者からの訴えその他の紛争が惹起されて、当社において処置を要すると認めるときは、当社は、加盟店の承諾なくとも、訴訟に应诉するなど必要な処置を執ることができるものとします。この場合、当社に弁護士への支払いなど費用が発生したときは、加盟店は当社の請求によりその費用を負担するものとします。

第17条(証明書の提出と管理)

加盟店は、顧客から提出された取引申込書、電話による取引の際に作成された取引申込受付書、コンピュータ通信による取引の際に作成された取引申込みのデータ、並びに商品発送の証明文書を当社の請求により速やかに当社に提出するものとします。但し、それぞれの規定に定めた保管期間を経過したときはこの限りではありません。

第18条(加盟店ID及びパスワードの管理)

加盟店は、加盟店の責任により加盟店の加盟店ID及びパスワードを管理し、加盟店の管理の不徹底により加盟店ははじめ顧客、当社、決済機関が損害を被った場合は、全て加盟店の責任とします。

第5章 利用契約の解除等

第19条(通知による利用契約の解除)

加盟店及び当社は、解除を希望する日の1ヶ月前までに、相手方に書面で通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。但し、第9条に基づき加盟店が当社に支払った本サービス決済手数料及び諸費用についてはいかなる場合も返金されないものとします。

第20条(契約の解除・一時利用中止)

当社は、加盟店が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、加盟店への何らかの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を一時中断し、もしくは利用契約を解除できるものとします。

(1)手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(2)差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき。

(3)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき、または清算に入ったとき。

(4)解散又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

(5)利用契約の成立後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(6)第5条2項、第12条、第13条のいずれかの規定に違反したとき。

(7)決済手段別利用加盟店規約または商品代金集金委託契約のいずれかの規定に違反したとき。

(8)決済機関の全部又は一部が加盟店の加盟店登録を取り消したとき。

- (9) 利用契約以外の当社との契約につき、加盟店の責に帰すべき事由により当社から解除されたとき。
- (10) 加盟店における店舗の運営・管理の維持が困難であると、当社が判断したとき。
- (11) 加盟店において合併により加盟店の地位の承継があったとき。
- (12) 監督庁から営業取消し、停止等の処分を受けたとき。
- (13) 第3条2項に基づく当社再審査により、当社が不適格と判断したとき。
- (14) クレジットカード払いにおいてカード会社の信用販売制度を悪用、カード会社規約に反する利用をしていることが判明したとき。
- (15) 自らが暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等のいわゆる反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、もしくは所属していたとき、または密接な関係を有するとき。
- (16) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辭、偽計又は威力を用いた業務妨害行為等の不当な行為をしたとき、または公序良俗に反する行為をしたとき。
- (17) その他、利用契約に基づく責務を履行せず、相当の期間を定めて催告されたにもかかわらず、なお履行しないとき。

2 前項の場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。また、当社は第8条に規定する商品代金の支払を保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅滞の責を負わないものとします。

3 当社が、加盟店が第1項各号いずれかひとつにでも該当する疑いがあると判断した場合には、その調査をする間、サービスの利用を一時中止することができるものとします。

4 当社は、本サービス利用が2年以上無い場合には加盟店に予告することなく利用契約を解除できるものとします。

第21条(契約の解除後の処理)

理由の如何を問わず、利用契約が解除されたときは、加盟店は速やかに、利用契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止し、契約解除時点で当社に対する承認請求を行っていないものについては、当該顧客に対して利用契約に基づく本サービスを中止した旨を告知しなければならないものとします。

2 前項の場合、利用契約解除時点で受け入れた代金債権並びに債権譲渡を終了して決済機関がその取立てを終了していない代金債権の処理については、利用契約解除後もなお利用契約はその効力を有するものとします。

3 利用契約が終了した場合であっても、それまで利用契約に基づきなされた個別契約は、別途取消し、解除等がなされない限り、その効力を有するものとします。

第6章 個人情報の保護

第22条(個人情報保護)

加盟店及び当社は、利用契約に関連して知り得た相手方の個人情報(氏名、住所、電話番号、e-mailアドレス、性別、口座番号等並びに商品の購入状況等)につき、利用契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。また、当該個人情報について、公益社団法人日本通信販売協会が定める「個人情報保護指針」に従って適正に取り扱うものとします。本規約における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。)または個人識別符号が含まれるものをいい、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則ります。

(1) 当社は、本契約に関連して発生する業務の遂行にあたって、商品代金集金業務並びに本サービスに関わるシステム運用等を、当社グループ会社を含む第三者に業務委託する場合がございます。第三者への委託に際しては、本契約第29条ならびに本条各項と同様の機密保持契約を課するものとします。

(2) 加盟店は、本契約に関連して発生する業務の遂行にあたって、カード番号・有効期限等をネットワーク経由で伝達する場合は、暗号化するなどの安全化措置を講じるものとし、あらかじめその方法について当社の承諾を得るものとします。

(3) 当社は、本契約に関連して発生する業務の遂行にあたって、本サービスに関わる決済等に必要なる情報を、当社グループ会社及び決済機関に提供する場合がございます。

(4) 加盟店並びに当社は、その責において、加盟店の保有する会員の情報を含む一切の情報およびシステムを第三者に閲覧、改竄、破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで本契約を履行するものとします。

(5) 前4号に定めるセキュリティ保持義務が守られなかった場合、当社の責であることが認められる場合を除き、加盟店はその全責任を負うものとし、当社および決済機関に一切の迷惑をかけないものとします。

2 当社は、本条に定める個人情報の取扱状況につき、必要に応じて加盟店に報告を求めることができるものとします。

3 前各項の機密保持は、利用契約の解約、解除後も同様とします。

第7章 損害賠償等

第23条(当社の責任)

本サービスに対する当社の責任は、加盟店及び利用者が支障なく各決済を利用できるよう、最善の努力をもって本サービスを運営することに限られるものとします。

2 前項に定めるほか、当社は、加盟店が本サービスの利用又は利用不能により被った損害につき、一切責任を負わないものとします。

3 当社は、加盟店に対し、店舗へのアクセス数、収益性等、店舗の運営に関して何ら保証するものではありません。

第24条(免責事項)

加盟店と顧客の債権債務関係に関する一切の事項、並びにそれらに基づく顧客と加盟店間の紛議については加盟店がその全責任において処理し、当社は一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、決済機関窓口の責に帰すべき事由により加盟店又は顧客に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

3 加盟店の誤入力等により顧客その他の第三者に損害が生じた場合には、加盟店がその全責任において処理し、当社は一切の責任を負わないものとします。

第25条(損害賠償)

加盟店又は当社が利用契約に基づく責務を履行しないこともしくは第20条第1項各号のいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合は、賠償責任を負うものとします。但し、加盟店の責に帰すべき事由に基づき生じた損害、第20条3項に基づいて一時利用中止をしたことによって生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、加盟店の逸失利益については、当社は賠償責任を負わないものとします。

第8章 雑則

第26条(譲渡禁止)

加盟店は、利用契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2 加盟店は、当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れできないものとします。

3 本規約および決済手段別利用規約に関して取得した権利または義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとします。

第27条(調査)

当社は、利用契約に定める事項について、加盟店に対して調査の協力を求めることができるものとし、加盟店は、その求めに速やかに応じるものとします。

第28条(決済サービス提供の中断)

当社は、次の各号の場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。

(1) 本サービス用の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第一種電気通信事業者その他の電気通信事業者の都合により本サービス用の通信回線の使用が不能なとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、予めその旨を加盟店に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第29条(機密保持)

加盟店及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なくして、利用契約に関連して知り得た相手方固有の業務上、技術上、販売上の機密情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。但し、業務上、加盟店及び当社が第三者への業務委託を要し、当該第三者が本条に規定する情報に接することになる場合には、当該第三者に対して、本条と同様の機密保持義務を課するものとします。尚、機密情報を相手方に開示する場合には、機密である旨の表示をするものとします。但し、次の各号に該当する情報については、機密情報から除くものとします。

(1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後機密情報を受領した当事者(以下「受領者」といいます)の責によらずして公知となったもの。

(2) 受領者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。

(3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの。

(4) 開示された機密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの。

(5) 開示した当事者が第三者に対し秘密保持義務を課することなく開示した情報。

(6)管轄官公庁もしくは法律の要求により開示された情報。

2 前項の機密保持は、利用規約の解約、解除後も有効に存続するものとします。

第30条(商標等)

加盟店及び当社は、利用規約の履行にあたり、相手方の事前の承諾なくして相手方の商号及び商標を使用しないものとします。ただし、加盟店の依頼により、その商号及び商標等を当社が発行する刊行物、顧客向け冊子その他当社が提供するサービスの案内の目的に限り、使用することができるものとします。

第31条(情報の公開・入手)

加盟店は、利用契約により発生した客観的な取引事実に基づく加盟店に関する当該情報を決済機関に通知すること、もしくは当社が加盟する信用情報機関に当該情報が登録されること及び当該決済機関もしくは当該信用情報機関等の参加会員が自己の取引上の判断のためにこれを利用することに同意するものとします。

2 加盟店は、加盟審査及び利用契約に基づく取引上の判断のために、決済機関や信用情報機関等から加盟店及びその代表者に関する情報を当社が入手し、利用することに予め同意するものとします。

第32条(届出事項の変更)

加盟店は、当社に対して届けている商号、代表者、所在地、連絡先、指定預金口座、加盟店が当社に届けた事項に変更が生じた場合、当社指定の方法により事前に当社に届出るものとします。

2 加盟店は、前項の届出がないために当社から通知又はその他送付書類、第8条に規定する振込金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議のないものとします。

第33条(利用契約内容の変更)

当社は本規約を随時変更することができるものとします。この場合、変更された内容は、当社がこれを当社ホームページ上に公表した時点または書面その他の媒体に掲載した時点から効力を生ずるものとします。

第34条(協議事項)

本規約に定めのない事項または本規約の条項に疑義が生じたときは加盟店・当社が誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。

2 利用契約に定めのない事項については、当社と決済機関との間の最新加盟店契約の定めるところに準ずるものとします。

第35条(購入記録の利用)

当社は、顧客による店舗の利用に関する情報を、顧客のプライバシーに配慮の上、本サービスその他のオンラインショッピングに関するサービスの向上のために利用することができるものとします。このとき、当社は加盟店の名称及び加盟店または加盟店ショップと特定できる表現で詳細な情報を開示することはしないものとします。

第36条(他契約等との関係)

利用契約のほか、加盟店が別途当社との間で契約を締結しており、当該契約と利用契約の規定が抵触する場合は、利用契約の規定が優先して適用されるものとします。

2 第1条2項に基づき当社が別途加盟店向けに本サービスに関する利用条件を提示した場合は、当該利用条件等の案内が利用契約に優先して適用されるものとします。

第37条(準拠法)

加盟店と当社との利用契約は、日本法が適用され、日本法に準拠して解釈されるものとします。

第38条(合意管轄裁判所)

加盟店・当社間で利用契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付 則 本規約は2021年4月1日に改定。
ヤマト運輸株式会社

追加規約「クロネコペイ規約(加盟店向け)」

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

追加規約「クロネコペイ規約(加盟店向け)」(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」クレジットカード払いにおいて、クレジットカード情報を利用した「クロネコペイ」サービス(以下「本サービス」といいます)を利用する加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)およびクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。当該加盟店においては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、基本規約およびクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定めるほか、すべて基本規約およびクレジットカード規約で使用したものと同一の意味を有するものとします。

(1) 利用契約

本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約および当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件ならびに商品代金集金委託規約、基本規約、クレジットカード規約を含みます。

(2) クロネコペイ

当社が加盟店および加盟店の顧客に提供するサービスであって、顧客のクロネコIDに関連付けられた氏名、住所、クレジットカード番号等の情報(以下、「顧客データ」といいます)をインターネット上で加盟店へ送信することにより顧客と加盟店との間に商品の販売、代金決済を行えるようにするもの。

(3) クロネコメンバーズサービス

当社が別途運営するサービスをいいます。

(4) クロネコID

クロネコメンバーズサービスの利用を当社が承認した者へ付与するIDをいいます。

第3条(本サービスの内容)

当社が提供する本サービスの具体的内容は、以下に定めるとおりとします。

(1) 顧客がクロネコIDに関連付けられたクレジットカード番号等(以下「顧客データ」といいます)を加盟店に提供することにより基本規約およびクレジットカード規約に定める注文時のオンライン決済を提供するサービス。

2 加盟店は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 本サービスは当社に起因しない不具合が生じる場合があること。

(2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること。

(3) 顧客データについて、加盟店に対して提供する範囲は当社が定めること。

第2章 加盟店の義務等

第4条(加盟店の義務)

加盟店は、本サービスを利用するにあたり基本規約第18条に定める加盟店IDおよびパスワードの管理のほか、基本規約第11条に定めるオンライン接続に関して暗号装置等による安全管理措置を講じ、本サービスへの誤操作、不正アクセス、不正使用等の防止に努めなければなりません。

2 加盟店は、加盟店IDまたはパスワードの盗難または第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第5条(利用料金)

加盟店は、本サービスの利用に関して別途当社が定める料金を、基本規約第8条の規定に基づき支払うものとします。

第6条(本規約違反)

加盟店が本規約に違反した場合には、当社は基本規約第20条に定める措置を講じることができるものとします。この場合、基本規約第21条および第25条が適用されます。

2 利用契約の全部または一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することとし、加盟店はこれに異議を申し立てないものとします。

第3章 免責等

第7条(当社の責任)

当社は、登録された顧客データについて、加盟店が支障なく本サービスを利用できるよう、最善の努力をもって保管し本サービスを運営するものとします。

第8条(本サービスに関連する画像等の管理)

本サービスに関連するデザイン、画像、ロゴ、ページヘッダ、ボタンアイコン、およびサービス名は、当社が加盟店による本サービスの利用に関してのみ加盟店へ提供するものであり、当社または当社の関連会社の商標となります。加盟店は、本規約において明示的に認められる場合に限り、当該商標を使用することができるものとします。

第4章 雑則

第9条(本サービス等の変更)

当社は本サービス及び本サービスに関連する資料(以下「本サービス等」といいます)の内容を加盟店の事前の承諾なくして変更できるものとし、その場合には変更内容をホームページに事前に公表するものとします。

2 本サービス等の内容変更によって、加盟店の制限事項に変更が発生する場合には、当社は加盟店に対して通知するものとします。当該通知以降も加盟店が本サービスを継続して利用した場合には、加盟店は本サービス等の変更内容について承諾したものとします。

第10条(本サービス提供の中断)

当社は、次の各号の場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1)サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生又はその他の理由により本サービスの提供ができなくなった場合
- (2)システム(サーバー、通信回線や電源、それらを収容する建築物などを含む)の保守、点検、修理、変更を定期的に又は緊急に行う場合
- (3)火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4)地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (5)戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
- (6)法令又はこれに基づく措置により本サービスの提供ができなくなった場合
- (7)その他、運用上又は技術上当社が本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、予めその旨を加盟店に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第11条(本サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスを終了できるものとします。その場合にはホームページへ事前に公表するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項の本サービスの終了によって加盟店及び第三者に何らかの損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。

第12条(本規約の変更)

本規約の変更については、基本規約の第33条に準じて行われるものとします。

第13条(協議事項)

本規約および利用契約に定めのない事項または本規約に疑義が生じたときは、加盟店および当社は誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。

2 本規約に定めのない用語および事項については、利用契約の定めに従うものとします。

付 則 本規約は2021年4月1日に改定。
ヤマト運輸株式会社